

## 小児かかりつけ診療料について

当院も“小児かかりつけ医制度”認定施設になりましたので「小児かかりつけ医制度」について少し説明いたします。

厚労省は6歳未満のこどもさんに対して医療機関の重複受診を防ぎ医療費の無駄遣いを防ぐ目的で“小児かかりつけ医制度”を設けました。これは、一定の基準を満した施設に“小児かかりつけ医加算”を与えるというものです。ご家族にとってはクリニックと契約していただくだけで、病気だけでなく、成長、発達、ワクチン、子育てにまつわる健康問題、救急時の相談など、より緊密に対応してもらえるメリットがあります。

- ・6歳までに3回以上受診された方が対象になりますが
- ・登録は他の医療機関と重複は出来ません。他施設受診時は、必ず小児科南野クリニックが「かかりつけ」であることをお知らせ下さい。
- ・他の施設を受診されることには制限ありません。自由に他の施設を受診できますが、次回受診時に受診内容をお伝えください。
- ・専門的治療が必要な場合は責任を持って紹介させていただきます。
- ・原則として常時電話対応させていただきますが、時間外には小児救急電話相談や提携医療機関にご相談ください。

連絡先 提携医療機関 大阪急性期・総合医療センター

06-6692-1201

小児救急電話相談 #8000 (18時~翌朝8時)

※なお、この制度のご利用によりご家族にとって経済的負担の増加は殆どありません。

(患者さん・ご家族へのお願い)

緊急時になど都合により他の医療機関を受診した際には次に当院を受診した際にはお知らせください。

また健康診断の結果や予防注射の接種状況を定期的に確認させていただきますので受診の際には母子健康手帳、お薬手帳を必ずご持参ください。